⑵　独立行政法人家畜改良センター又は農林水産省の契約に係る指名停止の措置要領に基づく指名停止を受けている期間でないこと。
⑶　令和７・８・９年度国の競争参加資格（全省庁統一資格）又は独立行政法人家畜改良センターの競争参加資格のいずれかにおいて「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者、又は、当該競争参加資格を有していない者で、入札書の受領期限までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格者名簿に登録され、当該等級に格付けされた者であること。
⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（⑶の再確認を受けた者を除く。）でないこと。
⑸　当該業務の遂行に必要な関連知識及び事業人員等を有すること。なお、当該事項について確認するための資格及び提出期限等については入札説明書のとおり。

3　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒961―8511 福島県西白河郡西郷村大字小田倉字小田倉原１番地　独立行政法人家畜改良センター総務部管財課　内藤　匠
電話：0248―25―2233 FAX：0248―25―3990
E-mail：tyoutatu@nlbc.go.jp
⑵　入札説明書の交付期限、交付方法
令和８年１月22日14時00分まで上記⑴の交付場所にて交付する。ファクシミリ又はE-mailによる交付を希望する場合は、住所、会社名、担当者名及び電話番号等を連絡すること。
⑶　入札書の受領期限、開札の日時及び場所
令和８年２月20日11時00分　独立行政法人家畜改良センター第１会議室

4　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。
⑶　入札者に要求される事項
この一般競争に参加を希望する者は、証明書類を提出期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、理事長から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
⑷　入札の無効
本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。
⑸　契約書作成の要否　要。
⑹　落札者の決定方法
本公告に示した役務提供ができると理事長が判断した入札者であって、独立行政法人家畜改良センター契約事務取扱規程第30条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、評価項目一覧表及び評価手順書で定める方法をもって落札者を決定する。
⑺　その他　詳細は入札説明書による。

5　Summary
⑴　Contracting entity : Irie Masakazu, President, National Livestock Breeding Center.
⑵　Classification of the products to be procured : 71, 27
⑶　Nature and quantity of the products to be procured : System and server operation support 1 Set
⑷　Contract period : From April 1, 2026 to March 31, 2027
⑸　Offer place : As shown in the explanatory paper for the tender.
⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
A　not come under Article 8 and 9 of the Regulation concerning the Contract for National Livestock Breeding Center. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause.
B　The applicant must not be under suspension of nomination based on the Guidelines for Suspension of Nomination Related to Contracts of the Independent Administrative Institution Livestock Breeding Center or the Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries.
C　have Grade A or B or C “offer of services etc” in terms of the qualification forparticipating in tenders by Single qualification for every ministry and agency. or in tenders by National Livestock Breeding Center in the fiscal year 2025, 2026, and 2027.
D　have relevant knowledge and business personnel etc necessary for the execution of the work. As for the qualifications and confirmation time limit for confirming the matters, as stated in the paper for the tender.
⑺　Time limit for manual distribution : 14 : 00 January 22, 2026.
⑻　Time limit for tender : 11 : 00 February 20, 2026.
⑼　Contact point for the notice : Takumi Naito, Administration Division, General Affairs Department, National Livestock Breeding Center, 1 Odakurahara, Odakura, Nishigou-mura, Nishishirakawa-gun, Fukushima-ken 961―8511 Japan.
TEL : 0248―25―2233 FAX : 0248―25―3990 E-mail : tyoutatu@nlbc.go.jp

## 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
令和７年12月23日
国立研究開発法人
農業・食品産業技術総合研究機構
本部管理本部総務部長　市田　尚喜
◎調達機関番号　818　◎所在地番号　08

1　調達内容
⑴　品目分類番号　75
⑵　件名及び数量　施設の管理・運営業務（施設等清掃業務）　一式
⑶　調達案件の仕様等　入札説明書による。
⑷　履行期限　令和10年３月31日
⑸　履行場所　入札説明書による。
⑹　入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2　競争参加資格
⑴　契約事務実施規則（以下「実施規則」という。）第８条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の事由がある場合に該当する。
⑵　実施規則第９条の規定に該当しない者であること。
⑶　令和７・８・９年度国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）の競争参加資格における資格の種類「役務の提供等」において「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがされている者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがされている者については、手続開始の決定後、別に定める手続きに基づく競争参加資格の再申請を行うこと。）であること。なお、全省庁統一資格において、当該資格を有する者は、同等級に格付けされている者とみなす。
⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをされている者及び民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをされている者（上記２⑶の再審査を受けた者を除く。）でないこと。
⑸　農研機構における物品の製造・販売及び役務等契約に係る指名停止等に関する措置細則又は農林水産本省物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
⑹　農研機構が提示する仕様等の情報提供依頼に対して、必要な内容を書面により回答することが出来る者であること。
⑺　公的研究費の不正使用等防止に係る「誓約書」を提出した者であること。